

専 決 処 分 書

東大和市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

東大和市長 尾崎保夫

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第48条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第82条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第84条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第84条第1項中「第82条第2項」を「第82条第3項」に改める。

付則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、

定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

